

仕様書

1 件 名

金沢地方法務局健康診断業務一式

2 業務概要

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等の指針」に基づき、金沢地方法務局（以下「当局」という。）の職員の健康診断を実施する。

3 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

4 契約方法 単価契約とする。

5 健康診断の種類

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 特別定期健康診断
- (3) 情報機器作業従事職員健康診断
- (4) 婦人科検診

6 実施時期

(1) 一般定期健康診断

ア 契約日から令和7年10月末日までの間（詳細は別途協議する。）

イ アの期間に受診できなかった職員の追加健康診断

令和7年11月1日から同年12月28日までの間（詳細は別途協議する。）

(2) 特別定期健康診断

第1回 原則、上記(1)アと同時に実施する（詳細は別途協議する。）。

第2回 令和8年1月4日から同年3月31日までに実施する。

(3) 情報機器作業従事職員健康診断

一般定期健康診断と同時に実施する。

(4) 婦人科検診

契約日から令和7年12月28日までの間で、受託者があらかじめ指定した日（詳細は別途協議する。）

7 実施場所

(1) 一般定期健康診断

ア 別紙1のとおり

イ 追加健康診断は、別紙1に記載されている合同庁舎に近接する場所で行うことを基本とする（詳細は別途協議する。）。

(2) 特別定期健康診断

第1回 原則、一般定期健康診断と同じとする（詳細は別途協議する。）。

第2回 上記(1)イと同じ

(3) 情報機器作業従事職員健康診断

一般定期健康診断と同じ

(4) 婦人科検診

上記(1)イと同じ

8 業務内容

(1) 検査項目及び受診予定者数

別紙2のとおり

(2) 受診票等

受託者は、健康診断実施日の5日前までに以下を当局へ一括して送付する。

ア 受診票

受診者情報等を記載したものとし、所属ごとにそろえる。

イ 健診に必要な容器等

(3) 当日の運営

受託者は、円滑に業務を遂行するため、以下を行う。

ア 健診実施会場の設営

イ 受診者数、実施時間等を勘案の上、必要なスタッフ、機材等を用意する。

ウ 健診に必要な備品、消耗品の手配

エ 健診に伴い発生する廃棄物の処分

(4) 受診結果

受託者は、健康診断実施日から基本的に4週間以内に所属ごとにそろえ、以下を当局へ提出する。

なお、緊急に医療機関を受診する必要がある職員があるときは、速やかに当局へ報告すること。

ア 健康診断結果通知書（２部）

検査項目ごとの数値結果、判定、所見、指導助言等、受診者の健康管理に必要な事項を記載し、受診者通知用及び健康管理者用を作成する。

イ 健康診断結果一覧表

受託者は、受診者情報、検査項目ごとの数値結果、判定、所見等を記載した一覧表を所属ごとに作成する。

ウ 有所見者名簿

有所見者の受診者情報、有所見項目及び判定内容を記載する。

エ 電子媒体による健康診断結果通知

特定健康診査用として、厚生労働省の標準形式である医療保険者用XMLの電子データを保存したCD-Rを提出する。

9 個人情報保護

プライバシーマーク又はISO27001認証（情報セキュリティ）を取得していること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項は、当局と受託者が協議の上、決定する。

健康診断実施場所

- 1 金沢新神田合同庁舎（金沢市新神田四丁目3番10号）
対象：金沢地方法務局本局職員

- 2 小松日の出合同庁舎（小松市日の出町一丁目120番地）又は同合同庁舎近接地
対象：金沢地方法務局小松支局職員

- 3 七尾西湊合同庁舎（七尾市小島町大開地3番地7）又は同合同庁舎近接地
対象：金沢地方法務局七尾支局職員

- 4 輪島地方合同庁舎（輪島市鳳至町畠田99番地3）又は同合同庁舎近接地
対象：金沢地方法務局輪島支局職員

健康診断検査項目・受診予定者数

1 一般定期健康診断

	検査項目	受診予定者数	内 訳
①	一般健康診断	72人	本局56人、小松7人、七尾3人、輪島6人
②	胃部X線検査	17人	本局14人、小松1人、七尾1人、輪島1人
③	心電図検査	55人	本局43人、小松7人、七尾2人、輪島3人
④	血液検査	63人	本局48人、小松7人、七尾2人、輪島6人
⑤	大腸がん検査	37人	本局26人、小松5人、七尾2人、輪島4人
⑥	肺がん検診	4人	本局2人、七尾1人、輪島1人

(検査項目詳細)

① 一般健康診断

身長、体重、腹囲、BMI、視力検査、聴力検査、血圧測定、問診聴診（治療歴・服薬歴・喫煙歴の聴取、既往歴・業務歴の調査、自覚症状・他覚症状調査）、胸部X線検査、検尿（糖、蛋白、潜血）

② 胃部X線検査（間接又は同等以上のもの）（100mm）

③ 心電図検査（安静時）

④ 血液検査

貧血検査：白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値

脂質検査：総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、LDLコレステロール

肝機能検査：GOT、GPT、 γ -GTP、ALP

腎機能検査：クレアチニン

すい臓検査：アミラーゼ

肝臓検査：総ビリルビン

痛風検査：尿酸

糖尿病検査：空腹時血糖、HbA1c

⑤ 大腸がん検査（便潜血反応2日法）

⑥ 肺がん検診（喀痰細胞診）

2 特別定期健康診断（自動車運転業務）※年2回

	検 査 項 目	受診予定者数	内 訳
1	自覚症状等（頭痛、腰痛、胃症状等）の検査	(一式) 5人	本局2人、小松1人、七尾1人、輪島1人
2	血圧の測定		
3	眼（視力、視野等）の検査		
4	聴器（聴力等）の検査（オーディオメーター使用 1000H z / 4000H z）		
5	平衡機能の検査		
6	上肢、頸部又は腰部の機能検査		

3 情報機器作業従事職員健康診断

(1) 新たに情報機器作業に従事する者を対象とした健康診断（再配置の者を含む。）

新たに情報機器作業に従事する者（再配置の者を含む。）のうち、作業時間又は作業内容（以下「作業時間等」という。）に相当程度拘束性があると考えられる者又は上記以外の者で、自覚症状を訴える者

	検 査 項 目	受診予定者数	内 訳
1	業務歴、既往歴及び自覚症状調査 (問診票による)	(一式) 0人	
2	眼科学的検査 (遠見視力、近見視力、屈折。自覚症状により目の疲労を訴える者に対しては、眼位、調節機能)		
3	筋骨格系に関する検査 (上肢の運動機能、圧痛点等の検査)		

(2) 定期健康診断

配置後の者のうち、作業時間等に相当程度拘束性がある者又は上記以外の者で、自覚症状を訴える者

	検 査 項 目	受診予定者数	内 訳
1	業務歴、既往歴及び自覚症状調査 (問診票による)	(一式)	10人 本局4人、小松3人、七尾2人、輪島1人
2	眼科学的検査 (遠見視力、近見視力。調節機能(40歳以上の者)、眼位(40歳以上の者で、医師の判断により必要と認める者))	10人	
3	筋骨格系に関する検査 (上肢の運動機能、圧痛点等の検査)		

4 婦人科検診

	検 査 項 目	受診予定者数	内 訳
1	子宮がん検査 (子宮頸部細胞診・内診)	11人	本局8人、小松1人、七尾1人、輪島1人
2	乳がん検査 (マンモグラフィ)	9人	本局5人、小松1人、七尾1人、輪島2人